

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 4 月 20 日（金）第2796号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 行政書士法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地等の変更の届出
（市町村課取扱い） 1
- 歳入の徴収事務の委託
（生活・文化課取扱い） 2
- 保安林の指定
（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定予定（4件）
（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（5件）
（社会福祉課取扱い） 4
- 公有水面の埋立ての承認
（港湾空港課取扱い） 6
- 歳入の徴収事務の委託
（管財課取扱い） 7
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止
（鹿児島地域振興局取扱い） 7
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
（鹿児島地域振興局取扱い） 8
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定（3件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 8
- 道路の位置指定
（熊毛支庁取扱い） 9
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
（大島支庁取扱い） 9
- 公 告
- 平成24年度製菓衛生師試験公告
（生活衛生課取扱い） 10
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表
（会計課取扱い） 11
- 教 育 委 員 会 告 示
- 指定文化財の指定
（文化財課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第550号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、指定試験機関からその主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成24年 4 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定試験機関の名称
財団法人行政書士試験研究センター
- 主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
 - 変更前
東京都千代田区日比谷公園1番3号
 - 変更後
東京都千代田区一番町25番地

- 3 変更しようとする日
平成24年4月23日

鹿児島県告示第551号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）別表に定める駐車場使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市西田三丁目10番25号
東洋警備株式会社
- 3 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

鹿児島県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
日置市吹上町与倉字大平野3680番2，3685番，3687番1から3687番3まで，3688番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市小山田町1366番4，1366番7，1567番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

出水郡長島町獅子島字前田2365番，2416番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第555号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

日置市吹上町永吉字根切松10222番2，10222番10から10222番14まで，10224番2，10225番2，10226番2，10226番3，10227番2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

平成24年 4 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市東市来町伊作田字石ノ元3690番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 4 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
指宿市民薬局	指宿市十二町4141-1	平成24年 1 月 4 日
ひまわり歯科・こども歯科クリニック	曾於郡大崎町假宿1545番 3	平成24年 3 月 1 日
アクア薬局湧水	始良郡湧水町木場665-7	平成24年 3 月 1 日
ドラゴン薬局	枕崎市緑町123-2	平成24年 3 月 1 日
そうごう薬局永利店	薩摩川内市永利町2452-5	平成24年 3 月 1 日

鹿児島県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 4 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	
訪問看護ステーション鹿屋長寿園	鹿屋市下祓川町1800番地	平成24年 2 月 1 日

鹿児島県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとさ

れた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
ファミリークリニックネリヤ	奄美市名瀬和光町31番地14	平成24年2月1日
訪問介護きずな	奄美市名瀬大字小宿1182番1号 ハイツ・メグ101号室	平成24年3月16日
ひまわり歯科・こども歯科クリニック	曾於郡大崎町假宿1545番3	平成24年3月1日
アクア薬局湧水	始良郡湧水町木場665-7	平成24年3月1日
訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3906 -10	平成24年3月1日
医療法人誠真会しげなが歯科医院	薩摩川内市平佐町2426-7	平成23年3月1日
ドラゴン薬局	枕崎市緑町123-2	平成24年3月1日
訪問看護ステーション優	始良市大山字小坂元69番	平成24年4月1日
特別養護老人ホーム仁合院	薩摩川内市田崎町630番地3	平成24年3月1日
ヘルパーステーションうぐいすの里	鹿屋市吾平町下名3397番地4	平成24年3月15日
デイサービスセンターうぐいすの里	鹿屋市吾平町下名3397番地4	平成24年3月15日
デイサービスセンターとも	鹿屋市田崎町1307-3	平成24年3月12日
中野歯科医院	鹿屋市共栄町15番13号	平成24年3月2日

鹿児島県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
居宅介護支援事業所あじさい	肝属郡東串良町池之原1998番地 1	平成24年2月27日
きずな	奄美市名瀬大字小宿1182番1号 ハイツ・メグ101号室	平成24年2月24日
西之表市地域包括支援センター	西之表市西之表7612番地	平成24年2月1日

鹿児島県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
谷口伸隆	のぶかた整骨院 曾於市末吉町上町四丁目10番地 13	平成24年2月1日

鹿児島県告示第562号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成24年4月20日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 承認年月日

平成24年4月11日

2 承認を受けた官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局
福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長 中嶋章雅

3 埋立区域

(1) 位置

ア 全体

鹿児島市平川町字大睦町2730番、2737番及び2730番1並びに同市平川町6249番2の地先公有水面

イ 埋立区域C-1

鹿児島市平川町字大睦町2730番及び2737番並びに同市平川町6249番2の地先公有水面

ウ 埋立区域C-2

鹿児島市平川町字大睦町2730番1の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域C-1

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と12の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 鹿児島市の国土地理院平川三等三角点（北緯31度27分41秒5885，東経130度30分31秒2133）（以下「基点」という。）から135度08分32秒702.91メートルの地点

2の地点 1の地点から155度39分17秒22.04メートルの地点

3の地点 2の地点から161度45分35秒9.34メートルの地点

4の地点 3の地点から161度09分41秒9.88メートルの地点

5の地点 4の地点から251度45分17秒2.88メートルの地点

6の地点 5の地点から251度47分43秒10.56メートルの地点

7の地点 6の地点から260度33分34秒9.37メートルの地点

8の地点 7の地点から341度59分09秒1.25メートルの地点

9の地点 8の地点から1度28分44秒23.33メートルの地点

10の地点 9の地点から3度09分49秒16.44メートルの地点

11の地点 10の地点から81度05分46秒3.63メートルの地点

12の地点 11の地点から81度16分44秒2.02メートルの地点

イ 埋立区域C-2

次の各地点を順次に結んだ線及び13の地点と26の地点を結んだ線により囲まれた区域

13の地点 基点から127度08分32秒584.22メートルの地点

14の地点 13の地点から168度32分50秒8.61メートルの地点

15の地点 14の地点から166度54分19秒12.27メートルの地点

16の地点 15の地点から166度52分50秒7.72メートルの地点

- 17の地点 16の地点から166度48分48秒19.94メートルの地点
18の地点 17の地点から166度33分04秒19.88メートルの地点
19の地点 18の地点から166度06分58秒7.97メートルの地点
20の地点 19の地点から332度46分13秒6.85メートルの地点
21の地点 20の地点から338度18分58秒7.08メートルの地点
22の地点 21の地点から343度05分39秒21.60メートルの地点
23の地点 22の地点から349度05分36秒7.20メートルの地点
24の地点 23の地点から352度20分27秒7.84メートルの地点
25の地点 24の地点から354度49分01秒9.07メートルの地点
26の地点 25の地点から352度44分45秒13.65メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域C-1 618.98平方メートル
埋立区域C-2 176.40平方メートル
合計 795.38平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鹿児島市平川町字鬼ヶ藪2681番及び同市平川町字大畦町2730番1に接する道路，同市平川町字大畦町2737番，2730番及び2730番1，同市平川町6249番1，同市平川町6249番2，同市平川町字鬼ヶ藪2681番並びに同市平川町字大崎2541番1及び2538番の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(7)の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- (1)の地点 基点から121度18分01秒573.39メートルの地点
(2)の地点 (1)の地点から167度47分45秒103.06メートルの地点
(3)の地点 (2)の地点から166度02分47秒132.09メートルの地点
(4)の地点 (3)の地点から250度57分14秒57.64メートルの地点
(5)の地点 (4)の地点から341度30分00秒11.52メートルの地点
(6)の地点 (5)の地点から346度46分25秒149.80メートルの地点
(7)の地点 (6)の地点から356度18分21秒88.63メートルの地点

(3) 面積

13,353.88平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

鹿児島県告示第563号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）別表に定める使用料

2 委託の相手方

鹿児島市新屋敷町26番地8
株式会社ガードシステム鹿児島

3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

鹿児島地域振興局告示第39号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月20日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者生活・就労支援センター なごみ	鹿児島市下福元 町3481番地	社会福祉法人正 和会	鹿児島市下福元 町3481番地	有村 和子	平成24年 3月31日	生活介護 ・自立訓練（生活 訓練）・ 就労移行 支援・就 労継続支 援B型
障害者生活・就 労支援センター なごみ P E A C E F U L G A R D E N	鹿児島市鴨池新 町1番7号（県 社会福祉センタ ー1F）	社会福祉法人正 和会	鹿児島市下福元 町3481番地	有村 和子	平成24年 3月31日	就労継続 支援A型

鹿児島地域振興局告示第40号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月20日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ゆすの里	日置市伊集院町 妙円寺一丁目1 番1号	社会福祉法人鹿 児島県社会福祉 事業団	鹿児島市鴨池新 町1番7号	白尾 國豊	平成24年 4月1日	短期入所

鹿児島地域振興局告示第41号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年4月20日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定障害者支援施設		設置者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ゆすの里	日置市伊集院町 妙円寺一丁目1 番1号	社会福祉法人鹿 児島県社会福祉 事業団	鹿児島市鴨池新 町1番7号	白尾 國豊	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入 所支援・ 自立訓練 （機能訓 練）

鹿児島地域振興局告示第42号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年4月20日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
鹿児島太陽の里	日置市伊集院町 郡字杉ヶ迫2075 番地	社会福祉法人緑 風会	日置市伊集院町 郡字杉ヶ迫2075 番地	佐多 京子	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入 所支援・ 就労継続 支援B型

鹿児島地域振興局告示第43号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年4月20日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者支援施設 みどりの里	日置市伊集院町 下神殿1420番地 1	社会福祉法人明 和会	日置市伊集院町 下神殿1420番地 1	桑水流久子	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入 所支援・ 就労継続 支援B型

熊毛支庁告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年4月20日

熊毛支庁長 宮野豊稔

指定年月 日	申請者の住所及び 氏名	関係土地の地名及び 地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 3月21日	霧島市国分福島三 丁目61番8号 黒木信博 東京都練馬区氷川 台四丁目41番14- 104号 吉田まゆみ 茨城県稲敷郡阿見 町大字若栗1757番 地3 若松みどり	西之表市西之表字古 園6416番3, 6416番 4及び6417番16	5.04メートル～ 5.06メートル	35.00メートル

大島支庁告示第8号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月20日

大島支庁長 伊喜功

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護きずな	奄美市名瀬大字 小宿1182番1号 ハイツ・メグ 101号室	株式会社きずな	奄美市名瀬大字 小宿1182番1号 ハイツ・メグ 101号室	勝村 克彦	平成24年 4月1日	居宅介護 ・重度訪 問介護・ 同行援護

公 告

平成24年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成24年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成24年 4 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
平成24年 6 月 26 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 試験の場所
鹿児島県青少年会館（鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号）
- 3 試験方法及び試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による 1 級又は 2 級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。
 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品学
 - (4) 食品衛生学
 - (5) 栄養学
 - (6) 製菓理論及び実技
- 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
 - (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において 3 年を超えているもの又は同日後 3 年を超えるに至ったもの
- 5 試験手数料
9,700円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 4の(1)に該当する者にあつては、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し
 - ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書
 - エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
 - オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓

子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、送付の方法により受験願書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて9,700円の定額小為替証書を同封することができる。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成24年5月7日（月）から同月25日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成24年5月25日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

なお、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

.....

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）8の規定により、平成23年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成24年4月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第4条第1項、第25条第1項及び第30条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定有形民俗文化財及び鹿児島県指定天然記念物に指定する。

平成24年4月20日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

有形文化財（彫刻）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
観音堂の木造菩薩半跏像 <small>（附銅板製光背）</small>	始良郡湧水町 恒次二渡1090 － 3	二渡自治会	<p>観音堂の木造菩薩像は、平安時代に造られた藤原様式の半跏像である。用材として檜材を用いており、相好は穏やかで円満な表情をしている。</p> <p>本県における木造彫刻は、明治時代に行われた廃仏毀釈の影響により、他県と比較すると極めて少ない。さらにこの時代に造られたものとなると、ごくわずかし確認されていない。そのような状況の中、腕などに欠損はあるものの、ほぼ完形で残存する本像は、非常に貴重であり、顕彰すべき遺品と言える。</p>

有形文化財（考古資料）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
終原貝塚出土品	垂水市田神 2750－1 垂 水市文化会館	垂水市	<p>終原貝塚出土品は、縄文時代後期から晩期のもので、残存状況が良好で、人工遺物・自然遺物ともに豊富な種類と量があり、鹿児島県の縄文時代遺跡の中でも屈指の情報量を誇る。特に、軽石製の人形製品（岩偶）は、土偶の盛行と関係付けることができ、他地域の文化を南九州の風土に合わせて適応したものとしてみることができる。また、装身具や祭祀具が変化の様子が連続的に把握でき、当時の社会変化を考察する上でも重要である。</p>
城久遺跡群出土品	大島郡喜界町 赤連18－2 喜界町中央公 民館	喜界町	<p>城久遺跡群は、8遺跡からなる遺跡群で、9世紀から13世紀の遺跡群である。出土品は喜界島外産がほとんどで、墓から徳之島産カムイヤキ陶器が、中国産白磁碗・皿・合子など食器類とともに出土しており、組み合わせをなす食器として認識されていたことがわかる。</p> <p>共伴する鉄製品・ガラス丸玉・宋銭・銅製品は、同時期に使用されたことを示しており、同じ出土品をもつ琉球列島の遺跡の歴史的な理解にも不可欠である。また、灰釉陶碗は東美濃産で、日本列島の中世的広域流通が、喜界島に及んでいたことを示す優れた資料といえることができる。</p>

有形民俗文化財

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
奄美大島のノロ 関係資料	大島郡宇検村 湯湾2937-83	宇検村	ノロ関係資料とは、ノロ（祝女）による祭礼等に関する衣装・装飾品・祭祀具・古文書（辞令書）等であり、沖縄と関係の深い奄美の精神文化を知ることができる貴重な有形民俗文化財である。 宇検村久志集落のノロ関係資料は、その形態・製作技法・用法等においても、17世紀、薩摩藩による琉球侵攻以前に、琉球王府より下賜されたと考えられる貴重な資料である。

天然記念物

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
<small>おきとまりかいがん</small> 沖泊海岸の大型有孔虫化石密集層	大島郡知名町 下城須原933-3, 934-5, 950-2のそれぞれ一部	新納雄治 池上幸吉 新納恒昭	沖泊海岸に露出している琉球層群下部層は、3層に分かれ、下位から大型有孔虫化石（オパキュリーナ・コンプラナータ）密集層、サンゴ礁石灰岩、大型有孔虫化石を含む生砕屑物からなる石灰岩が重なる。 ほぼ単一の大型有孔虫化石が密集する層は、世界的にも少ないことから、大型有孔虫化石がほとんどを占める沖泊海岸の大型有孔虫化石密集層は、極めて貴重である。
<small>おおつかん</small> 大津勘のビーチロック	大島郡知名町 大津勘185-1	国	ビーチロックは、有孔虫殻やサンゴからなる砂礫が固結した石灰質岩のことで、主に熱帯から亜熱帯のサンゴ礁の発達する沿岸浅海域の砂浜にみられる。 大津勘のビーチロックは、琉球列島の中でも際立って規模が大きく、典型的な形態が浸食されることなく保たれている。 また、琉球層群の石灰岩と接していることから、沖永良部島の最近の構造運動（ネオテクトニクス）を学ぶ場所として、極めて貴重かつ重要である。